

行橋市郵便入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行橋市契約規則（昭和39年行橋市規則第10号。以下「契約規則」という。）第11条の4第2項及び第16条の規定に基づき、本市が発注する建設工事、業務委託及び物品の購入等に係る競争入札を、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）により実施するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 郵便入札の対象は、一般競争入札及び指名競争入札のうち、公告又は指名通知書において「郵便入札による入札」として市長が指定するものとする。

(公告又は指名通知)

第3条 市長は、郵便入札に係る公告又は指名通知書に、契約規則第9条第1項又は第15条第2項の事項のほか、次に掲げる事項を併せて掲載するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到着期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) 入札回数及び落札者が決定しなかった場合の手続き
- (5) 郵便入札の条件に反した入札書を無効とする旨

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(入札回数)

第4条 郵便入札に付した場合の入札回数は、再度入札を含めて2回を限度とする。

ただし、予定価格を事前に公表する競争入札にあつては1回とする。

(入札参加申込みと入札参加資格対象外通知)

第5条 郵便入札（指名競争入札を除く。）に参加しようとする者は、別に定める様式により申込みを行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による入札参加申込書を受理し、資格審査を確認した場合は、入札参加資格対象外の申込者には、別に定める様式により通知しなければならない。

3 前項の規定は、行橋市建設工事一般競争入札実施要領（平成19年7月行橋市告示第72号）第4条に規定する一般競争入札参加者確認委員会に諮り決定する。

(入札書の送付方法)

第6条 郵便入札の参加者は、入札書を市長が指定する期日までに郵送しなければならない。

2 前項の場合において、市長が必要と認めたときは、入札金額に対応した内訳書を同封しなければならない。

3 前2項の規定により、入札書及び内訳書を郵送する場合は、別に定める方法によ

り郵送で提出しなければならない。

4 入札書及び内訳書を郵送する際の取扱いは、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによるものとし、直接持参した入札書及び内訳書は受け付けないものとする。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者が郵便入札を辞退するときは、入札辞退届を提出しなければならない。

(入札書の開札等)

第8条 市長は、入札書及び内訳書が到達したときは、開封せず、開札日時までに適切な方法により厳重に保管するものとする。

2 到達した入札書及び内訳書は、書換え又は取消しをすることはできない。

3 開札は、公告又は指名通知書等に示す日時及び場所において、執行するものとする。

4 入札書及び内訳書は、返却しないものとする。

(立会人等)

第9条 市長は、郵便入札による場合は、当該郵便入札に係る入札参加者のうち希望する者の中から2名を立会人とし、立ち会わせることができる。

- 2 立会人は、複数の入札の立会人を兼務することができる。
- 3 開札立会いを希望する者が3名以上の場合は、抽選により開札立会人を決定する。
- 4 第1項の規定による開札立会人は、入札参加者又は入札参加者から委任を受けた代理人でなければならない。
- 5 市長は、第1項に規定する開札立会人が2名に満たない場合や立会人が指定の間までに来ない場合は、当該入札事務に関係のない市の職員を1名以上立ち合わせなければならない。

(くじによる落札者の決定)

第10条 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(入札の延期等)

第11条 市長は、郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合又は不正行為等があると認めるときは、当該郵便入札の執行を延期し、若しくは中止し、又は取り消すことができる。

(入札を延期した場合等の措置)

第12条 市長は、前条の規定により、郵便入札の執行を延期し、若しくは中止し、又は取り消したときは、速やかに当該入札参加者に通知するものとする。

2 市長は、郵便入札を延期した場合は、到着期限までに到着した入札書等を延期後の開札日時までに厳重に保管するものとし、郵便入札を中止した場合は、速やかに当該入札書等を入札参加者に返却するものとする。

(落札者への通知)

第 13 条 市長は、落札者を決定したときは、当該落札者に速やかに通知しなければならない。

(無効の入札)

第 14 条 行橋市契約規則第 11 条の 8 及び第 16 条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は無効とする。

(1) 第 6 条に規定する方法によらない入札書

(2) そのほか、市長があらかじめ指示した事項に違反したとき

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。